

平成19年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

平成19年6月12日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成19年6月12日

10日間

至 平成19年6月21日

第 3 諸般の報告

第 4 議案第54号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第 5 議案第55号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第56号 京丹波町財産運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第57号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第58号 京丹波町特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

1 番 西 山 和 樹 君

2 番 室 田 隆一郎 君

3 番 東 まさ子 君

5 番 横 山 勲 君

6 番 坂 本 美智代 君

7 番 今 西 孝 司 君  
8 番 小 田 耕 治 君  
9 番 畠 中 勉 君  
10 番 山 田 均 君  
11 番 藤 田 正 夫 君  
12 番 山 内 武 夫 君  
13 番 篠 塚 信 太 郎 君  
14 番 吉 田 忍 君  
16 番 野 口 久 之 君  
17 番 野 間 和 幸 君  
18 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19人）

町 長 松 原 茂 樹 君  
副 町 長 上 田 正 君  
副 町 長 堀 郁 太 郎 君  
教 育 長 山 本 和 之 君  
会 計 管 理 者 藤 田 義 幸 君  
参 事 田 淵 敬 治 君  
瑞 穂 支 所 長 上 田 進 君  
総 務 課 長 谷 俊 明 君  
企 画 情 報 課 長 田 端 耕 喜 君  
税 務 課 長 岩 田 恵 一 君  
住 民 課 長 岩 崎 弘 一 君  
保 健 福 祉 課 長 野 間 広 和 君  
子 育 て 支 援 課 長 山 田 由 美 子 君  
地 域 医 療 課 長 下 伊 豆 か お り 君  
産 業 振 興 課 長 山 田 進 君  
土 木 建 築 課 長 松 村 康 弘 君

水道課長	藤田真君
教育次長	長谷川博文君
監査委員	人見亮君

6 出席事務局職員（2人）

議会事務局長	伊藤康彦
書記	山内圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、ますますご壮健でご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番議員・山田 均君、11番議員・藤田正夫君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月21日までの10日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第54号ほか、4件です。

後日、町長から追加議案の提出がある予定であります。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

去る6月8日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した要望書等をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付し

ております。

本日、本会議終了後、議員全員協議会をこの場において開催いたします。議員の皆さんには、よろしくお願いいたします。

また、全員協議会終了後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんには、大変ご苦勞さんですが、よろしくお願いいたします。

本日の会議に、瑞穂ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第54号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について～

日程第8、議案第58号 京丹波町特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について》

○議長（岡本 勇君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第4、議案第54号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第8、議案第58号 京丹波町特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてまでの議案につきましても、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第4、議案第54号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第8、議案第58号 京丹波町特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてまでを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

本日ここに、平成19年度第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

去る5月29日、夜、本町の職員が収賄の容疑で逮捕されましたことは、町民の皆様の信

頼を大きく失墜させるものであり、痛恨の極みであります。

町民の皆様をはじめ、関係各位に、心より深くおわび申し上げます。

今回の事態を厳粛に受けとめ、事件の徹底究明や再発防止に向けた取り組みに万全を期するとともに、今後の捜査状況や事実確認を踏まえ、当事者はもとより、私自身を含めた管理監督責任について、厳正に対処する所存であります。

同時に、町民の皆様の厳しいご意見を真摯に受けとめ、職員一人一人が全体の奉仕者たる公務員の原点を見つめ直し、自らを律し、法令の遵守及び服務規律の徹底を図り、組織全体として町民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

何とぞご理解賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、提案理由の説明に先立ち、最近の町政を取り巻く状況について、まずはご報告させていただきます。

大切な水源の確保である畑川ダム建設事業につきましては、懸案でありました大口地権者である宗教法人の用地買収について、本年3月末に契約が整い、登記事務と物件の移転作業が進められております。これによりまして、沢水処理工の用地を除き、買収が完了するとともに、関連する事業では、付替町道が40%、林道が80%の進捗を見ております。

今年度の京都府予算は、畑川ダム事業費に2億9,000万円が計上され、付替道路の工事促進、ダム本体の施工計画の策定業務などが予定されております。

本町といたしましても、将来的な水需要について、再度、開発団地の所有者にアンケート調査を行うべく、準備を進めているところであります。

今後とも、京都府と連携し、本体着工、早期完成に向けて積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

過日、新聞にも報道されましたが、京都府より鳥インフルエンザ発生により処分された埋却鶏等約800トンの焼却処分が発表されたところであります。発生から3年余りが経過する中、昨年9月には農場内の消毒鶏ふんの焼却処分を終えており、家畜伝染予防法に基づく一連の処理がようやく最終段階を迎えたことに安堵いたしております。

残る鶏舎や跡地の問題につきましても、安心できる方向性を確かなものとし、良好な環境保全の確保に努めたいと考えております。

京丹波町として初の通年決算となる平成18年度決算見込みではありますが、一般会計では、実質収支が9,770万円余りの黒字決算の見込みとなりました。しかしながら、前年度の繰越金を除いた単年度収支は、3億円余りの赤字となっております。

現在、この決算について財政分析を進めておりますが、合併の特例措置を含んだ特別交付

税が予測をはるかに超える 1 億円以上の歳入欠陥となるなど、さらに厳しい状況を呈しています。

国における三位一体の改革以降、制度の見直しが激しく、この 6 月にも法案が成立の見込みとされる「財政健全化法」では、地方公営企業や外郭団体をも含めた連結決算と、ストック会計ベースの財政指標分析に基づいた監視が始まろうとしております。

地方行財政を取り巻く環境は、さらに厳しさを増すことが予想されますが、改革の過程での制度の動向を的確に把握し、今後の行財政運営に十分留意してまいりたいと存じます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第 5 4 号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、町内における子育て支援事業の一体的な実施を図るため、その設置及び管理について必要な事項を定めるものであります。

和知子育て支援センターにおける短時保育事業を見直し、対象年齢を満 3 歳児から引き下げ、瑞穂子育て支援センターにおいても実施するなど、機能拡充を盛り込み、子育て家庭への支援と乳幼児の福祉の増進に努めることといたしております。

議案第 5 5 号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、投票管理者等の報酬額を改めるものであります。

議案第 5 6 号 京丹波町財産運営委員会条例の一部を改正する条例につきましては、委員会の所掌事務及び組織構成について見直しを行い、適切な財産管理、運営のあり方にとどまらず、有効な利活用を含めた審議機関としてご提言いただけるよう、改正をお願いしております。

議案第 5 7 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の施行に伴い、損害補償の基準となる補償基礎額の 3 人目以降の扶養親族に係る加算額を引き上げるものであります。

議案第 5 8 号 京丹波町特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結につきましては、当初予算で債務負担行為をお認めいただきました下山グリーンハイツ地区における下水道事業について、日本下水道事業団と 2 億 2, 7 0 0 万円で建設工事を委託することについて、議決をお願いするものであります。

以上、申し上げます、提案説明とさせていただきます。

細部にわたりましては、所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審

議賜わりまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

議案の説明は、日程順にお願いいたします。

山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） おはようございます。

それでは、京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例についての追加説明をさせていただきます。

お手元の議案をごらんください。

京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の第1条につきましては、設置及び目的を記載しております。

子育て家庭への支援活動を実施し、乳幼児の福祉の増進を図るため、京丹波町立子育て支援センターを設置します。

第2条につきましては、そのセンターの名称と位置を記載しております。3カ所ございまして、丹波子育て支援センター、瑞穂子育て支援センター、和知子育て支援センターです。

第3条につきましては、事業内容を記載しておりまして、この中の（5）短時保育事業、これについて充実を図る目的で、このたび条例を提出しております。

事業の対象につきましては、町内に居住する乳幼児及びその保護者等とします。

満3歳児を含めて、4歳児、5歳児を対象といたします。

その他、事業の実施、関係機関等の連携につきましては、以下のとおりでございます。

この条例を提出いたしました理由といたしましては、これまで京丹波町立和知子育て支援センター設置及び管理に関する条例で、「和知エンジェル」で4歳児、5歳児の短時部の保育を実施しておりました。しかし、合併をいたしまして、「和知エンジェル」で4歳児、5歳児を実施し、瑞穂ではございません。丹波につきましては、3歳児から須知幼稚園がある状況でございます。

保育所は、あくまでも保育にかける子どもたちをお預かりし、保育する児童福祉施設でありますので、保育所で親御さんのどちらかが就労せず、家庭で保育できる家庭のお子様をお預かりすることはできませんので、実際に保育所に入られないお子さんもございます。

しかし、現実問題として、現在少子化が進行しておりまして、近隣で遊び友達もなく、現在の社会情勢からも、子どもたちが地域で安全で安心して遊べる場所はないに等しい状況の中で、お子様と親御さんとの関係は十分大事な時期ではございますが、やはり1歳を過ぎて集団で遊ぶ時期に安心して遊べる場所がないというこの状況にございまして、旧丹波では3

歳児から須知幼稚園で入所ができますが、旧和知地域、旧瑞穂地域では幼稚園もなく、旧和知地域では「和知エンジェル」で4歳児、5歳児の短時保育を実施しているということを踏まえまして、今回それぞれ旧町のところで、子どもたちの環境を変えずに子育て支援を実施していくにはどうしたらよいかということで、京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例を設けまして、子育て支援の拡充を図ることを目的として、このたび提案いたしました。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第55号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この条例の改正の根拠となりますのは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴うものでございます。

この法律の改正された要旨でございますが、最近における公務員給与の改定、物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、上位法であるこの法律が改正されたということになっております。

ページをめくっていただきまして、一番最終ページに新旧対照表をつけておるわけですが、ごらんいただきまして、それぞれ選挙の執行にかかわってお世話になります投票管理者から、期日前投票所の投票立会人さんに至るまで、報酬額を各額100円引き下げがなされたという改正になっております。

以上、簡単ではございますが、議案第55号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第56号 京丹波町財産運営委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これにつきましても、最終ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思うわけですが、冒頭、町長からの提案説明にもございましたように、町の財産の運営について、利活用、こういったものをやはり積極的に検討していかなければならないところでございます。

そういった意味で、所掌事務については、町有土地及び建物の管理運営、並びに利活用という表現に改正をお願いするものでございます。

なお、旧のところ、町有山林という表現があったわけですが、この部分については町有土地に含むということでご理解を賜わりたいと思います。

それから、組織の関係でございますが、委員会の組織、改正前については、その構成に若干やっぱり偏在があると認められるところでございまして、今回は委員を9人以内といたし

まして、その構成についても町議会から推薦をいただく議員さん、学識経験を有する方、あるいはまた、それぞれ前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者ということで構成をさせていただきたく、改正をお願いをいたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第56号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第57号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これにつきましても、国の上位法でございます非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正をなされております。

この政令の改正の根拠でございますが、これにつきましては、ことしの3月の第1回の定例会のときにも、職員の給与の扶養手当の関係の改正をお願い申し上げまして、議決をいただいておりますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部が既に改正がなされたということで、この改正の趣旨は、いわゆる配偶者以外の扶養親族のうち、3人目以降の扶養手当、これが2人までの扶養親族と同じ額に引き上げられたという改正がなされております。

したがって、この公務災害補償条例の考え方につきましても、最後の新旧対照表を見ていただきますと、これまでは扶養親族のうち2人までが200円、3人目以降は167円の加算額というふうになっておったわけでございますが、これにつきましても、それぞれすべて200円、1人につき加算をするというふうに改正がなされたところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第57号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） それでは、議案第58号 京丹波町特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてご説明いたします。

特定環境保全公共下水道下山処理区につきましては、これまで下山グリーンハイツ地区を除く、処理面積31.3ヘクタール分、1系統を整備完了しております。

今回事業を計画しておりますのは、グリーンハイツ地区の1系統、面積17.7ヘクタールの処理施設の整備工事でありまして、完成後の下山処理区の面積は49ヘクタールに拡大をいたします。

また、1日最大汚水量は、400立方メートルから1,150立方メートルに増加をいたします。

工事の概要につきましては、1日当たり処理能力600立方メートルのプレハブオキシデーションディッチ方式によります汚水処理施設1基を増設するもので、完成期限は平成21

年3月31日としております。

また、予算につきましては、平成19年度当初予算でご承認をいただいておりますとおり、平成19年度事業費が7,400万円、平成20年度事業費が1億5,300万円の総額2億2,700万円をもって、日本下水道事業団に工事を委託する協定であります。

委託につきましては、下水道法第22条に、「公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、または改築する場合においては、その設計またはその工事の監督、管理については、政令で定める資格を有する者以外の者に行わせてはならない」とあり、本町には有資格者がいないことから、日本下水道事業団に工事を委託して実施するものであります。

処理施設工事の発注業務は、京丹波町にかわって日本下水道事業団が行うこととなります。

以上のように、京丹波町特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定、並びに、京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定により提案をいたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前 9時28分